

仕様書（企画提案用）

1. 業務名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「群馬・埼玉エリアへの台湾訪日教育旅行誘致事業」

2. 業務の目的

日本政府観光局（JNTO）が実施するビジット・ジャパン事業「台湾訪日教育旅行促進事業」（以下「中央事業」という。）では、台湾の教育旅行関係者が来日する。

そこで、群馬県・埼玉県（以下「各県」という。）では、台湾の教育旅行関係者の視察を受け入れ、各県の特色ある観光素材や体験メニュー（伝統文化・伝統工芸体験、産業観光体験など）、交流先となる学校等の紹介や現地の視察等を通じて、訪日教育旅行の更なる誘致を促進する。

3. 対象となる市場・地域

対象市場：台湾
対象地域：群馬県・埼玉県

4. 企画募集内容（業務内容）

教育関係者招請事業（事業規模：2,000 千円）

（1）招請コースの企画提案

次の対象者に対し、各県をフィールドとした視察コース（ファムトリップ）の企画をする。

【対象者】台湾教育旅行関係者 7名程度

（被招請者の選定は、中央事業受託者が行う）

【時 期】令和元年10月29日（火）から11月2日（土）（4泊5日）

【場 所】群馬県・埼玉県

【留意事項】

- ・全行程は、東京都内での中央事業による交流会終了後、成田空港出国までの4泊5日とすること。
- ・行程は、前半を群馬県、後半を埼玉県とすること。
- ・各県とも2泊とし、視察時間は各県同じ程度の滞在時間となるよう留意すること。
- ・各県の視察先の選定については、他県との差別化を図るため、群馬・埼玉ならではの教育旅行に適した魅力ある体験や観光資源を提案し、両県の台湾訪日教育旅行促進につながるよう努めること。
- ・宿泊場所は、団体の宿泊に対応できる教育旅行に相応しい場所を提案すること。
- ・ホテルを宿泊場所に選定した場合可能な限り1名1室とすること。
- ・各県の宿泊場所は次の範囲で選定すること。
【群馬県】1泊目：老神温泉、2泊目：伊香保温泉
【埼玉県】1泊目：さいたま市周辺、2泊目：秩父地域
- ・各県の行程の中で、視察先として1箇所ずつ学校を組み込むこととし、1時間30分から2時間程度の視察を実施できるよう設定すること。
- ・視察先の学校は以下のとおりとし、学校との調整等は各県にて行う。
【群馬県】群馬県立尾瀬高等学校<10月30日（水）午前>

【埼玉県】埼玉県立上尾高等学校<10月31日(木)午後>

- ・行程の作成にあたっては、以下の訪問先を必ず組み込むこと。

【群馬県】みなかみ町内農泊事業者視察

【埼玉県】教育旅行に適した、団体の見学又は体験が可能な施設

- ・最終的な行程については各県と調整のうえ、決定すること。

(2) 招請コースの実施に伴う調整・運営

被招請者が参加する招請コースが滞りなく運営できるよう、次の事項について、調整を行う。

①国内交通の手配(往復の航空券の手配は不要)

※移動については専用車を手配すること。

②全行程の宿泊・食事等の手配

③全行程(意見交換会を含む)を通じて同行する通訳(1名)の手配

④招請に係る全行程のアテンドの手配(通訳との兼任可)

⑤視察先で必要となる入館料・体験料・バス駐車料金等

【留意事項】

- ・東京都内での被招請者引き継ぎから成田空港までアテンドすること。
- ・アテンドは招請地域の観光知識に長ける者とする。
- ・通訳は招請地域の観光知識に長ける者を手配し、対応言語は中国語(台湾語または北京語)とする。
- ・アテンドと通訳の業務を兼任する場合は、双方の業務に支障のないことを条件とする。
- ・招請に係る全行程の実施を記録すること。

(3) 意見交換会の企画・調整・手配及び運営

台湾教育旅行関係者とより良い関係を築き、更なる受け入れ体制の充実を図るため、各県において意見交換会を実施する。

- ・各県行程中、夕食の場で1回ずつ意見交換会を企画すること。
- ・実施日及び地域は以下のとおりとする。

【群馬県】10月30日(水)・伊香保地域

【埼玉県】11月1日(金)・秩父地域

- ・全行程を通じて同行する通訳以外に1名の通訳(対応言語:中国語)を手配すること。
- ・被招請者以外の出席者及び人数は、各県が調整する。
- ・意見交換会については、各県の出席者分も飲食物を手配すること。
- ・ただし、被招請者以外の食事代は出席者から徴取することとする。

(4) アンケートの作成・配付・実施・回収(督促を含む)・集計・分析及び翻訳

招請コース実施中に、被招請者に対し、アンケートを実施する。

【留意事項】

- ・別紙「アンケート作成・集計要領」に記載された設問項目を設けること。
- ・今後の教育旅行誘致に向けた検討材料となる内容とする。
- ・アンケートは(一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び各県に質問内容の確認を受けること。
- ・招請事業実施後、速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行い、その作業状況並びに集計・分析結果を(一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び各県に適宜報告すること。また集計及び分析結果を効果測定書に記載すること。

(5) 関係者の調整

JNTO及び招請する台湾教育旅行関係者、ならびに(一社)関東観光広域連携事業推進協議会と各県との連絡調整をする

4. その他の留意事項

- (1) 事業の実施において、運営・管理・庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) (一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び各県との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) (一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び各県と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容に疑義が生じた時には、その都度当局及び各県と協議のうえ、その指示に従い作業を進めること。
また、当局及び各県は、作業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成含む)を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は、(一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び各県に帰属する。
- (6) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は、適切に実施すること。
- (7) 招請対象者を旅行傷害保険に加入させる等、有事の際に必要な費用の補償が行えるよう手配すること。

5. 効果測定及び成果物

(1) 効果測定の実施

- ・アンケート調査の企画・運営・結果の集計・分析
- ・事業実施後における効果測定方法の提案及び実施

(2) 成果物の作成

①提出物

- ・事業実施報告書(A4 カラー冊子、20 頁程度)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会 2 部 各県 各 2 部 計 6 部
- ・効果測定書(A4 カラー冊子、10 頁程度)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会 2 部 各県 各 2 部 計 6 部
- ・事業実施報告書/効果測定書の電子データ(報告書を記録した電子媒体)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会 1 式 各県 各 1 式 計 3 式
(電子データは、CD 又は DVD とし、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Power Point において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。)
- ◆電子データとしては、本編の他に調査の概要を簡潔にまとめたもの(A4 カラー 1 枚)を作成すること。
- ◆報告書等の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。
- ◆報告書の用紙は、グリーン購入法に適合したものを使用すること。

②提出期限

- ・事業実施報告書、効果測定書及び電子データ…令和 2 年 2 月 28 日(金)

③提出先

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-4

(一社)関東観光広域連携事業推進協議会及び群馬県・埼玉県

別紙

○アンケート作成・集計要領

以下に掲げる項目については、必ず設問に含めること。

- (1) 各視察先（宿泊施設・食事先・交通機関・意見交換会等含む）について、3段階評価（良い・普通・悪い）及び自由記載のコメント
- (2) アテンド・通訳について、3段階評価（良い・普通・悪い）及び自由記載のコメント
- (3) ファムトリップ全体について、3段階評価（良い・普通・悪い）及び自由記載のコメント
- (4) ファムトリップで紹介した観光資源のなかで、被招請者が“教育旅行で訪れたいと思うもの”“ネガティブな印象をもったもの”それぞれの名称及びその理由
- (5) ファムトリップで紹介した地域に教育旅行で訪れるにあたっての懸念事項（自由記載）
- (6) ファムトリップで紹介したエリアを教育旅行の訪問先として効果的にプロモーションするための助言、その他気づいた点（自由記載）
- (7) 今後視察をしたい日本のエリア・施設・テーマと、その理由
- (8) ファムトリップ後、今回の視察先地域を組み込んだ教育旅行実施の見込み（内容・時期）